**群馬県立県民健康科学大学委員会規程**

（設置）

第１条　群馬県立県民健康科学大学に全学の関わる事項を調査、審議するため、次の委員会を置く。

(1) 内部質保証委員会

(2) 教務学生委員会

(3) 入試広報委員会

(4) 学術国際委員会

(5) 倫理委員会

(6) 大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会

２　委員会に部会等を置くことができる。

（委員会の委員、審議事項等）

第２条　委員会の委員、審議事項等は、別表のとおりとする。

（委員の任期）

第３条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員会の設置）

第４条 第１条で定める委員会のほか、必要がある場合は大学運営会議の議を経て特別委員会を置くことができる。

２　特別委員会の名称、構成委員、審議事項等は、大学運営会議の議を経て定める。

（委員の選任）

第５条　委員は、職指定された委員を除き、各学部・研究科で選出し、大学運営会議の議を経て学長が任命する。なお、欠員が生じた場合も同様とする。

（委員長、副委員長、部会長及び副部会長）

第６条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　第１条第１号の委員会の委員長は学長をもって充てる。

３　第１条第１号の委員会の副委員長並びに同条２号から６号の委員会の委員長及び副委員長は学長が指名する。

４　委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

５　部会に部会長及び副部会長を置き、学長が指名する。

６　部会長に事故があるときは、副部会長が部会長の職務を行う。

（会議）

第７条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

２　部会は、部会長が招集し、その議長となる。

３　委員会及び部会は、委員の３分の２以上が出席しなければこれを開くことができない。 ただし、書面により、他の委員を受任者とした委任状を提出したときは、出席したものとみなす。

４　委員会及び部会の議事は、出席委員の過半数によりこれを決定し、可否同数のときは委員長及び部会長が決定する。

５　前２項の規定は、第１条各号の委員会で別に定める場合は、適用しない。

（報告）

第８条 委員長は、委員会における審議事項及び実施結果等を大学運営会議に報告する。

（関係教職員の出席及び意見の聴取）

第９条　委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、関係教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議録）

第10条 委員会を開催したときは、審議の内容を会議録にとりまとめ学長に報告するものとする。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、学長が別に定める。

附　則

１　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

２　平成３０年４月１日に就任する者は、この規程に基づいて選考されたものとみなし、学長が任命する。その任期は、第３条の規定にかかわらず平成３１年３月３１日までとする。

　　　附　則

この規程は、令和元年９月４日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 委員会名 | 委　員 | 審　　　議　　　事　　　項 | 庶務担当係 |
| 内部質保証委員会 | 学長  学部長（研究科長）  附属図書館長  地域連携・キャリア開発センター長  教務学生委員長  入試広報委員長  学術国際委員長  倫理委員長  事務局長  事務局次長 | ・内部質保証の推進に関すること  ・自己点検・評価に関すること  ・第３者評価の実施に関すること  ・各部会（ＦＤ）（ＩＲ）（教学マネジメント）（教育評価）のとりまとめ及び調整に関すること  ・その他本学の内部質保証に関する業務に関すること | 総務会計係 |
| 教務学生委員会 | 大学運営会議構成員  各学部教務部会長  各学部学生部会長  各研究科教務学生委員長  教養教育科目担当  教員  事務局職員 | ・教務、学生活動の基本方針に  関すること  ・各学部の部会（教務）（学生）  及び各研究科の委員会（教務学生）  のとりまとめ及び調整に関すること  ・その他教務、学生に関すること | 教務係、  学生図書企画係 |
| 入試広報委員会 | 大学運営会議構成員  各学部入試広報部会長及び部会員  各研究科入試広報委員長  事務局職員 | ・入学者選抜、広報活動の基本方針に関  すること  ・オープンキャンパスに関すること  ・各学部の部会（入試広報）及び各研究  科の委員会（入試広報）のとりまとめ及び調整に関すること  ・その他入試、広報に関すること | 教務係 |
| 学術国際委員会 | 大学運営会議構成員  附属図書館長  各部会（紀要）（研究）（情報）（国際）の部会長及び副部会長  各研究科教授会構成員  事務局職員 | ・大学全体の研究方針に関すること  ・図書館の整備及び運営の基本方針に関すること  ・紀要編集の基本方針に関すること  ・学術情報処理の方針に関すること  ・情報処理システムの維持、管理及び運営の方針に関すること  ・国内外の大学等との学術交流に関する  こと  ・国際交流事業の計画及び実施に関する  こと  ・所属部会運営の管理・評価に関すること  ・その他学術、情報、国際交流に関する  こと | 学生図書企画係 |
| 倫理委員会 | 大学運営会議構成員  各学部拡大教授会構成員  各研究科教授会構成員  学外有識者  事務局職員 | ・教育、研究上の倫理に関すること  ・学内及び学外から協力を依頼された研究に関する倫理的審査及び承認に関すること  ・研究倫理教育に関すること  ・人権侵害等に関すること  ・ネットワーク上の倫理に関すること  ・所属組織運営の管理・評価に関すること  ・その他倫理上の問題に関すること | 教務係 |
| 大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会 | 学長  各研究科長  教務学生委員長  各研究科教務学生委員長  事務局長 | ・独立行政法人日本学生支援機構に係る第一種奨学金の貸与を受けた本学大学院の学生の奨学金返還免除の候補者選考に関すること | 学生図書企画係 |

※各委員の人数については、各委員選考の際に決定する。